平成２１年（フ）第１３３５号
神戸市中央区楠町３丁目１番３号　有馬文化、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目１番17号
債務者　藤岡　明子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５６号
神戸市須磨区東落合２丁目17番１号サンシティ須磨名谷410号
債務者　川口久美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３６２号
神戸市東灘区青木４丁目２番20―1208号
債務者　松弘　直続
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７０号
神戸市須磨区大池町５丁目14番２―802号
債務者　平井　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７３号
神戸市長田区四番町４丁目公有地　市住25―512号
債務者　米田　節子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７５号
神戸市東灘区御影中町２丁目８番12号　シャトラン御影中町101号
債務者　坂村悦子こと　朴　　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３７９号
神戸市灘区灘南通５丁目３番17―503号
債務者　坂本眞理子こと　李　真理子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６９号
北海道苫小牧市明徳町２丁目18番15号
債務者　谷口　信明
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２７０号
北海道苫小牧市春日町２丁目８番１号　マンション藤Ｄ号
債務者　菅野　裕也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６０号
岩手県遠野市松崎町白岩18地割44番地２
債務者　佐々木　馨
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０１号
仙台市太白区金剛沢２丁目10番10号
債務者　沼田　直子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０８号
仙台市青葉区中山９丁目３番26号
債務者　山口伸一郎
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３８号
仙台市太白区西中田５丁目１番10号　ヒルズＹＡＭＡＳＨＩＴＡⅡ102
債務者　川村　伸之
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４３号
仙台市泉区泉ケ丘５丁目14番25号　アメニティ・ハウス205
債務者　武田　育夫
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４４号
仙台市泉区みずほ台32番地の３　モデルンみずほ台Ⅰ―103
債務者　阿部　光男
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
宮城県柴田郡大河原町字新南72番地14
債務者　高子美由起
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第１２９号
宮城県柴田郡村田町大字村田字石生36番地72―２―１号
債務者　古川さゆり（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４８号
宮城県気仙沼市唐桑町宿浦404番地７
債務者　川村　香子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部